

長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

令和6年6月17日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1. 業務名

長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託

2. 業務の履行場所

長崎県島原病院 長崎県島原市下川尻町7895

3. 委託期間

契約日から令和10年3月31日

導入準備期間:契約日～令和7年1月31日

4. 業務の目的

SPDとは「Supply Processing and Distribution」の略称であり、病院が使用する医療材料等の供給・在庫・加工などの物流を、一元管理する方法である。

この業務は長崎県島原病院(以下「当院」という。)における「診療材料等(日用消耗品・事務用品等含む)の購入、在庫管理、回収搬送等の業務を一元化し、診療材料の院内在庫数の適正化、滅菌期限切れの防止、不動在庫の削減及び保険請求漏れ防止を図り、健全な病院経営を行うための診療材料の物品管理(以下「SPD」という。)を行うことを目的とし、一括調達による診療材料等購入費用の削減、消費払い方式を前提とした管理運用による院内在庫数の低減、当院職員の物品管理に係る関連業務の負担軽減を図るものである。

5. 業務の内容

業務の内容は、以下の通りとし、業務の詳細は「長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定めるところによる。

- ①診療材料等の物流管理(一括供給・納品検品・在庫管理・管理対象部署への供給)
- ②診療材料等の情報の一元管理(消費実績・消費期限・マスタ管理・他各種関連情報の管理・診療材料に関する経営分析の補助)
- ③定数品及び定数外管理品の院内在庫の管理及び低減
- ④保険請求漏れの防止、削減対策
- ⑤継続的な診療材料費削減に向けた各種提案
- ⑥当院診療材料委員会への参加

- ⑦診療材料等の定数・使用期限管理(定数管理品及び定数外管理品、災害用物品を含む)
- ⑧定数外材料(当院調達分・持込品)消費時における、保険請求ラベルの発行等の業務
- ⑨医薬品搬送業務

6. 業務の実施方法

「長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託仕様書」に定めるところによる。

7. 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

プロポーザルに参加しようとする場合は、参加申込書、参加資格要件が確認できる資格審査書類及び提案書をそれぞれの期日までに提出すること。

なお、参加資格要件がないことが判明した場合、それ以降の手続きには参加できない。

8. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 過去3年以内に医療法に定める病院において、当該請負業務を長崎県内にて履行した実績が2件以上あること。
- (3) 過去3年以内に医療法に定める200床以上を有する急性期病院において、当該請負業務を履行した実績があること。

9. 参加手続き

(1) 担当部局

(住所)〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

(名称)長崎県島原病院 財務係

(電話)0957-63-1145(代表) (FAX)0957-63-4864

(2) 募集要領の配付

上記(1)の場所で令和6年6月17日(月)から令和6年6月28日(金)まで(土日・祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、募集要領については、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能であるが、仕様書については本プロポーザルへの参加申込をしたもののみ配布するものとする。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

10. 参加申込み

(1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

なお、参加申込書提出時に、当該業務の仕様書(提案様式3を含む)を配布するものとする。

(2) 提出期限

令和6年6月28日(金)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

11. 見学

(1) 見学日時 令和6年6月17日(月)～令和6年7月5日(金)まで随時実施

(2) 事前予約 業務内容の説明及び施設見学は随時受け付けるので、参加申込期間中に予約すること。(休日を除く各日の午前10時から午後4時までの受付とする。)なお、見学は1参加者当たり5名までとし、業務に支障とならないよう配慮すること。また、感染防止対策のためマスクを必ず着用すること。

予約問合せ先:島原病院財務係(電話)0957-63-1145(代表)

12. 質疑回答

(1) 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、様式の記載方法や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(2) 質問書提出期限

令和6年7月12日(金)午後5時

持参、郵送(期限内必着のこと。)、又はFAXで行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 回答

質疑に対する回答は、令和6年7月16日(火)までに、共通事項については参加者全員に、個別

事項については質問者へFAXもしくはメールにて担当者宛通知するが、この場合受け取った旨を連絡すること。

13. 参加資格審査

(1) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、以下の書類を提出すること。

- ① 参加資格審査申請書(様式3)及び添付書類一式
- ② 印鑑届(様式4)
- ③ 受託実績調査表(様式5)

(2) 提出期限

令和6年6月28日(金)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 結果の通知

令和6年7月2日(火)までに資格審査結果通知書(様式6)により通知する。なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

14. 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

提案書の作成についての詳細は「提案書等の作成要領」による。

(1) 提出書類(自由様式のものについては、(別紙)「提案書等の作成要領」により指定している事項を記載していれば、特に形式は問わないが、原則A4サイズに印刷すること。A3版を使用する場合は片面印刷としA4版に折り込むこと。)

- ① 企画提案書(提案様式1)
- ② 企画提案書表紙(自由様式)
- ③ 会社概要説明(自由様式・パンフレット可)
- ④ 受託実績(自由様式)
- ⑤ 業務実施体制(自由様式)
- ⑥ 導入スケジュール工程表(自由様式)
- ⑦ 本業務における業務目的・基本事項の実践方法とその取り組み(自由形式)
- ⑧ 緊急対応について/緊急連絡体制図・災害時体制図(自由様式)
- ⑨ 委託料見積提案書(提案様式2)

見積上限額:150万円(税抜) ※契約時の予定価格とするものではない。

⑩ 診療材料等100品目単価見積書(提案様式3)

⑪ その他アピール

(2) 留意事項

記載については「仕様書」の内容を満たすこと。また「【別紙】長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託公募型プロポーザル評価基準表」を参照すること。

(3) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(4) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(5) 提出部数

23部(1部を正本とし、残りは複写で可)。原則としてA4(左綴じ)で作成すること。

15. プレゼンテーションについて

(1) 通知

プレゼンテーションの日時については後日通知する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき行い、「【別紙】長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託技術評価点の評価基準表」に記載している内容を中心に、SPD導入準備から稼働後のイメージが評価者へ伝わりやすいプレゼンテーションをすること。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

16. 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、本院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、参加申込書及び添付書類並びに提案書及びその審査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(3) 本院からの提供資料の取扱い

本院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

(7) 提出書類作成に用いる言語等

- ① 提出書類は原則として日本語で作成すること。なお、やむを得ず外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記するか添付すること。
- ② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

17. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準表に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、長崎県島原病院関係者から成る選定委員会を設置のうえ、各選定委員が採点(100点満点)した結果を合計した点数を評価点数とし、決定するものとする。

(2) 評価項目

「【別紙】長崎県島原病院診療材料等SPD業務委託 技術評価点の評価基準表」のとおり。

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

- ① 提出期限が経過して到着した場合
- ② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内(土日・祝祭日を除く。)に行う。

18. 契約方法

- (1) 上記17の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行い、協議が整った場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約により契約を締結する。
- (2) 選定された最高得点者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。